

松江市告示第 336 号

松江市出納員に対する事務委任の件（平成 17 年松江市告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 9 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後		改正前	
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 171 条第 4 項の規定により、会計管理者をして次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ当該右欄に掲げる課又はかいに置く出納員に委任し、及び委任を受けた出納員をしてその事務の一部を当該課又はかいに置く分任出納員に委任した。		地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 171 条第 4 項の規定により、会計管理者をして次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ当該右欄に掲げる課又はかいに置く出納員に委任し、及び委任を受けた出納員をしてその事務の一部を当該課又はかいに置く分任出納員に委任した。	
事務	課(かい)	事務	課(かい)
略		略	
行政財産使用料及び貸付物品 の貸付料の収納	新庁舎整備 課	行政財産使用料 の収納	新庁舎整備 課
略		略	

附 則

この告示は、令和 8 年 9 月 9 日から施行する。